

看護闘争ニュース

NO. 147

2008年12月15日

二度と優子さん・愛依さんにつぐ犠牲者を出さないために 村上優子さんの判決を職場に生かそう！

10月30日の大阪高等裁判所で優子さんの勝利判決がでて、国は上告せず11月13日に完全な勝利が確定しました。7年7ヶ月におよぶご両親や大阪医労連、支援する会の仲間、全国の仲間の支援で、やっと優子さんの過労死が「公務災害」として認定されました。

ご両親の「優子のような犠牲者を、ふたたび看護師から出したくない」の思いがやっと結実しました。大阪高等裁判所の判決文は、優子さんを通じて「看護労働の過重性」を認めるとともに、労災認定の過労死ラインにも一石を投じる重要な判決となりました。判決文は、看護現場の改善に生かせる貴重な内容を示しており、「看護師ふやせ」の運動にとっても貴重なものです。優子さんの死を無駄にせず、この判決文を職場改善に大いに活用していきましょう。



1. 優子さんの死に至る経過

村上優子さん（当時25歳）は、大阪国立循環器病センターの脳神経外科病棟勤務。もともと脳動脈瘤の基礎疾患があった。自宅でくも膜下出血を発症し循環器病センターに搬入され、脳動脈瘤クリッピング（手術）を行ったが死亡。

2. 裁判闘争の経過

両親が国を相手取って、業務に起因する過労死として、「公務上」の認定を求めて裁判

08年1月16日：大阪地方裁判所で「公務上」と認定される勝利判決

10月30日：大阪高等裁判所でも、国の控訴を棄却し、「公務上」として勝利判決

11月13日：参議院厚生労働委員会で舛添大臣が「上告しない」で、過労死が確定

優子さん死亡から7年7ヶ月を経て過労死が認定された。

3. 判決から明らかになった「看護労働の加重性」

（1）循環器病センターという先進的な医療現場であり、しかも脳神経外科病棟は手術待機患者や術後回復期の患者、寝たきり患者や麻痺患者を対象で、患者の生活介助の割合が高く身体的負担の高いものであったこと、患者の命に係る複雑かつ緊張を要する判断を要求されたことなど、他の職業にない緊張や能力を求められていた。

（2）日勤・深夜・準夜・日勤が日常的で、勤務と勤務の間隔は5時間～6時間未満。通勤時間・食事・入浴など生活上欠かせない家事に要する時間を考慮すると、確保できる睡眠時間は3～4時間程度になっていたと推測できる。そのため、疲労の回復のために十分な量の睡眠を取れなかった。恒常的な残業などが重なって、疲労が回復することなく蓄積していった。

（3）職場の定着率が悪く、優子さんを含めた3～4年目がリーダー的存在になっており、看護研究、新人看護師の教育等「本来の看護業務」以外の業務が課されていた。そのため、身体的・精神的負担の大きい状況の下で勤務を続けていた。

（4）脳動脈瘤の基礎疾患があった。しかし、業務によるストレス・疲労の蓄積による身体的変化から考えれば、自然的経過を超えて増悪させる要因となり得る負荷のある業務であった。超過勤務を継続的に行った場合は負荷をさらに増大する。

（視床下部の興奮→交感神経を刺激し、副腎系が反応→心拍出量の増大、末梢血管の収縮、脂質代謝異常→血管への負荷が大となる）

4. 過労死の認定基準が問われる判決に

【過労死の認定基準】

発症前1カ月間に100時間程度の超過勤務を行った場合、発症前2カ月以上にわたって80時間程度の超過勤務を継続的に行った場合

80時間ないし100時間の超過勤務は、「睡眠による疲労の回復」の観点から、1日4～6時間の睡眠が確保できない状態が続いたかどうかから業務の過重性を評価。1日6時間程度の睡眠が確保できない状態として1カ月80時間を超える時間外労働、及び1日5時間程度の睡眠が確保できない状態として1カ月100時間を超える時間外労働が想定されることを根拠とする。

【判決文】

時間外労働が80時間になっていなくても、優子さんの場合、過労死として認定された。（東京都済生会病院の高橋愛依さん（当時24才）の場合もまったく同様の判断が行われた）

判決文では、「夜間の睡眠は、睡眠時間さえ確保できれば十分な睡眠が確保できるのに対し、夜勤者の昼間の睡眠は2～3時間しか持続できない上、心拍数、血圧の上昇をもたらす質の悪い睡眠であること。勤務間隔の短いシフトが頻回に組まれる場合は、昼間睡眠によって睡眠不足を拡大し、疲労回復に対する負荷が高まる」ことを問題視して、「長時間労働以外の夜間勤務や不規則労働、あるいは精神的緊張を要する労働が否か、労働者が実際に確保できた睡眠の質などの問題は十分に考慮されていないというべきである」と、時間外労働の量的問題だけでなく、夜間勤務や不規則労働、精神的緊張の度合いなども考慮すべきと、認定基準のあり方について批判した。

この裁判の前の、過労死認定と国の安全配慮義務違反で賠償責任を求める裁判では、大阪地裁・高裁でご両親の控訴を棄却する不当な判決が下されていましたが、委員会・研修・プリセプターなどの新人教育は労働時間として認められました。

